

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程の一部を改正する規程

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程（平成十六年達示第六号）の一部を次のように改正する。
第九条建築学専攻の項中、「建築情報システム学講座」を「建築保全再生学講座」に改め、同条機械工学専攻、機械物理工学専攻及び精密工学専攻の項を次のように改める。

機械理工学専攻

機械システム創成学講座、生産システム工学講座、機械材料力学講座、流体理工学講座、物性工学講座、機械力学講座

マイクロエンジニアリング専攻

構造材料強度学講座、ナノシステム創成工学講座、ナノサイエンス講座、マイクロシステム創成講座

航空宇宙工学専攻

航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙システム工学講座

第九条中、「航空宇宙工学専攻」航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙解析工学講座」を削る。

第三十二条中、「総合防災研究部門、地震防災研究部門、地震災害研究部門、水災害研究部門、大気災害研究部門」を「社会防災研究部門、地震災害研究部門、地震防災研究部門、地盤災害研究部門、気象・水象災害研究部門」に改める。

附則

2 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 工学研究科の機械工学専攻、機械物理工学専攻及び精密工学専攻は、改正後の第九条の規定にかかわらず、平成十六年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。